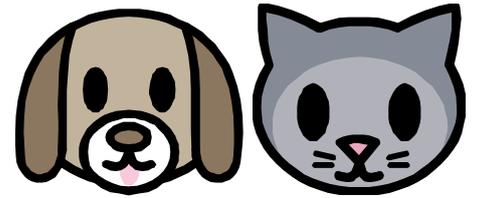


ルールを守って

かわいいペットと楽しい生活を！

犬や猫をはじめとする様々なかわいいペットは、私達の暮らしにとっても多くの喜びや楽しみをもたらしてくれます。

しかし、一方で一部のルールを守らないペットの飼育をする人によって迷惑を被っている人がいることも事実です。



<寄せられた主な苦情>

1 道路や公園にふんが放置されたままになっている。

道路や公園は公共の場であり、犬や猫のトイレではありません。衛生面で問題があり、公園でよく遊ぶ小さなお子さんのためにも犬を散歩に連れて行くときはビニール袋を持参し、ふんは必ず持ち帰り始末してください。おしっこも人家の玄関先などでさせないようにするのは、飼育する上で大切なことです。

2 犬が放し飼いにされている。

県の動物の愛護及び管理に関する条例により犬の放し飼いは禁止されています。どんなにおとなしい犬でも飼主のいないところでは、いたずらをしたり、人に危害を加えている可能性があります。また、散歩の時も、きちんと引き綱を付けてください。

3 近所の飼い猫が家の庭に勝手に入ってきていたずらをする。

放し飼いの猫はご近所の庭を汚したり、自由な交配により猫を増やすことになり、結果的に地域の人たちに迷惑をかけることにもなります。また、猫自身、交通事故に遭う心配もあります。極力、猫は屋内で飼うようにしましょう。

4 最近、飼い主の分からない猫がうろうろしはじめた。

飼われていない猫に一度餌付けをすると、その場所に住み着いて繁殖し、その結果、ご近所に迷惑をかけてしまいます。飼われていない猫は、餌をもらわなくても自力で生きています。責任を持って飼えないのであれば、かわいそうでも絶対に餌付けは行わないでください。



近所の人からも愛されるような飼育をされなければ、ペット自身もかわいそうです。地域住民と飼い主、それにペットといった3者が気持ちよく暮らすために、ルールに基づいた飼育にご協力ください。

お問い合わせ

生活環境課 環境保全グループ 電話：52-2111（内線267・268）